

公 告 第 5 9 0 号

平成 2 7 年 3 月 2 日

蝶理 健康保険組合
理事長 中山 佐登子

任意継続被保険者の標準報酬月額について

任意継続被保険者の保険料の計算基礎となる標準報酬月額は、前年の9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額に基づき算定した標準報酬月額と、本人の従前の標準報酬月額のいずれか低い方とされるが、当健保組合の平成27年度における上記の額及び適用年月日は、次の通りであるので公告する。

記

1. 平成26年9月30日における全被保険者の

標準報酬月額を平均した額 ————— 4 5 6 , 2 8 0 円

2. 1の額を標準報酬月額の基礎となる標準報酬と見なした場合の

標準報酬月額 ————— 4 7 0 , 0 0 0 円

標準報酬日額 ————— 1 5 , 6 7 0 円

3. 適用年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 8 年 3 月 3 1 日

以上